

学校施設環境改善交付金事業における 校内ネットワーク整備について

～会計検査院の会計検査における

「公立学校情報通信ネットワーク施設整備費補助金」

にかかる指摘をふまえて～

令和6年5月

大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. はじめに	3
2. 補助金が過大に交付されていた事態	
ア 後年度の期間分の費用を補助対象経費に含めていた事態	4
イ 保守費用を補助対象経費に含めていた事態	6
ウ 代替機等費用を補助対象経費に含めていた事態	8
エ 校外施設費用を補助対象経費に含めていた事態	10
3. おわりに	11

1. はじめに

- ・「G I G A スクール構想の実現」のため、令和元年度補正予算及び令和2年度補正予算において『公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金』が措置され、全国的に校内ネットワークの整備が実施されたところ。
- ・令和3年度決算検査報告に不当事項として5事業主体が、令和4年度決算検査報告に意見表示及び処置要求事項として18事業主体が補助金が過大に交付されていると指摘された。
- ・『学校施設環境改善交付金』においても、校内ネットワークの整備を国庫補助事業として実施することが可能であることを鑑み、再発防止の観点から、指摘事項を踏まえた留意点をまとめた。

2. 補助金が過大に交付されていた事態

ア 後年度の期間分の費用を補助対象経費に含めていた事態

【事態】

・ ネットワーク機器の整備に要する経費に複数年度分のライセンス費用が含まれる場合は、当該費用のうち補助事業実施年度の期間分の費用のみが補助対象であるにも関わらず、後年度の期間分の費用についても補助対象経費に含めていた。

【原因】

・ 校内LANが機能するために必要不可欠であり後年度の期間分の費用を含む全額がネットワーク新設等経費に該当するとの判断や、複数年度分の費用を含む契約を締結して当該費用を補助事業実施年度内に一括して支払うことは後年度の期間分の費用を負担することにあたらぬとの判断等を行った。

2. 補助金が過大に交付されていた事態

ア 後年度の期間分の費用を補助対象経費に含めていた事態

【留意点】

- ・ ネットワーク環境を構築する上で最低限必要のソフトウェア（ライセンス費用）は補助対象となるが、その場合でも補助事業実施年度の期間分の費用のみが対象であり、後年度の期間分の費用は補助対象外となる。
- ・ 後年度の期間にかかる費用は日数で按分（事業実施年度内の日数/ライセンス契約している全体の日数）し、除外する。

【解説】

- ・ 『財政法』の規定に基づき、当該年度の歳出予算を他年度に属すべき目的の経費の支出に充てることはできません（会計年度独立の原則）。

2. 補助金が過大に交付されていた事態

イ 保守費用を補助対象経費に含めていた事態

【事態】

・保守費用は新設等経費に該当せず、補助対象外であるにも関わらず、補助対象経費に含めていた。

【原因】

・ネットワーク機器の保守とネットワーク機器が一体で販売されており、新設等経費に該当するとの判断を行った。

2. 補助金が過大に交付されていた事態

イ 保守費用を補助対象経費に含めていた事態

【留意点】

- ・ ネットワーク環境を構築する上で最低限必要のソフトウェア（ライセンス費用）は補助対象となる。
- ・ 整備後の「保守」にかかる費用は補助対象外となる。
- ・ 工事と保守を一括で契約している場合は、工事費から保守等にかかる経費を切り分けて、対象経費を算出する必要がある。

【解説】

- ・ 公立学校施設整備費は、資産を形成するものを補助対象としている。そのため、保守・維持管理などの消費的支出にかかる経費は、原則として補助対象外となる。

2. 補助金が過大に交付されていた事態

ウ 代替機等費用を補助対象経費に含めていた事態

【事態】

・代替機費用は新設等経費に該当せず、補助対象外であるにも関わらず、補助対象経費に含めていた。

【原因】

・説明資料の記載を見落としていた。

2. 補助金が過大に交付されていた事態

ウ 代替機等費用を補助対象経費に含めていた事態

【留意点】

- ・ ネットワーク環境の構築に付されていない機器類等の購入のみにかかる経費は、原則として補助対象外となる。
- ・ なお『学校施設環境改善交付金』においては、冗長化のための整備についても、建物に固着されネットワーク環境の構築に付されている機器類等は補助対象となる。

【解説】

- ・ 公立学校施設整備費は、資産を形成するものを補助対象としている。そのため、機器類等が建物に固着され、機能が発動されている状態のものに限り補助対象となります。

2. 補助金が過大に交付されていた事態

ウ 代替機等費用を補助対象経費に含めていた事態

【留意点】

・大型掲示装置やプロジェクターといった機器は、それ自体がネットワーク環境を構築する上で不可欠なものではないため、補助対象外となる。

【解説】

・大型掲示装置やプロジェクターといった装置は映像等を投影する等するための装置であり、ネットワーク環境整備のための経費とは言えません。

2. 補助金が過大に交付されていた事態

エ 校外施設費用を補助対象経費に含めていた事態

【事態】

- ・学校施設の整備費を補助するものであるため、校外施設費用は新設等経費に該当せず、補助対象外であるにも関わらず、補助対象経費に含めていた。

【原因】

- ・学校からインターネットに接続するにあたり、各学校のインターネット回線を学校外の建物にあるサーバー室等に集約して接続する方式を採用している場合、校内LANが機能するために必要不可欠であり新設等費用に該当するとの判断を行った。
- ・学校ではない「教育支援センター等」の整備費も新設等費用に該当するとの判断を行った。

2. 補助金が過大に交付されていた事態

エ 校外施設費用を補助対象経費に含めていた事態

【留意点】

・学校の施設整備にかかる費用を補助対象としていることから、当該学校外におけるネットワーク環境整備の費用は補助対象外となる。

【解説】

・公立学校施設整備費は、資産を形成するものを補助対象としている。そのため、当該学校の資産形成に資する整備が補助対象となり、学校外施設は補助対象外となる。

3. おわりに

・ 今般の会計検査で指摘された事項は、ネットワーク環境整備特有の事態もありますが、それらの補助対象内外の判断基準は公立学校施設整備費に共通するものが多くありますので、今後の補助事業の申請業務の際は、今一度今回の指摘事項を参照し、適切な事業申請を行うよう努めてください。